▶ 発行済み保険証をお持ちの方は交付対象外です。 お持ちの保険証を2025年12月1日まで使用してください。

> 資格確認書の交付対象者と申請方法

交付対象者

2024年12月2日以降に資格を取得する者(退職後の再加入を含む)

2024年12月2日以降に扶養認定される者

2024年12月1日までに保険証を交付されている者で、保険証を紛失した者

マイナンバーカードを紛失した者

マイナンバーカードを更新中の者

第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある者

く 資格確認書申請要否フローチャート >



- *1 マイナ保険証は保険証利用登録完了後に医療機関で使用できるようになりますので、登録は 速やかにお願いいたします。
- *2 マイナンバーカードの発行には時間がかかりますので、すぐに医療機関にかかりたい場合は 資格確認書を発行いたします。 マイナンバーカードの発行予定がある方で、保険証利用登録予定の方は完了後に資格確認書の

> 発送方法

勤務先人事部門経由で送付いたします。

ご返却をお願いいたします。

> 有効期限

有効期限は発行日から初めて迎える8月31日までとなります。

更新する場合は再度交付申請が必要になります。

有効期限内に更新、退職、扶養から外れる場合には回収いたします。

【例1】発行日:2024年12月15日 有効期限:2025年8月31日 【例2】発行日:2025年4月1日 有効期限:2025年8月31日 【例3】発行日:2025年9月10日 有効期限:2026年8月31日

> 再発行

本人の過失による滅失の場合には再発行手数料を徴収いたします。 【再発行手数料】 ¥1,000/名

申請できません